

大学等における修学の支援に関する法律による  
奈良県立医科大学授業料及び入学料減免取扱要綱

この要綱は、医学・医療の分野において社会に貢献できる人材を育成するという本学の理念に則り、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、将来、本学と地域の医療、保健・福祉に大きく貢献することを期待し制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程第4条及び第7条第5項の規定に基づき、奈良県立医科大学の授業料及び入学料（以下、「授業料等」という。）の減免の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 授業料等の減免を受けることができる者は、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「法」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）に定められた要件を満たす者とする。

(減免額及び授業料減免の期間)

第3条 前条の規定により減免する額は、施行令第二条第一項に定められた額とし、減免の期間は、施行令第三条第一項に定められた期間とする。

(減免の認定申請手続)

第4条 授業料等の減免認定を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）を理事長が定める日までに提出しなければならない。ただし、年度の途中で第2条の要件に該当することとなった者は、事由発生後3カ月以内に授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）を提出することができる。

2 授業料の減免認定を継続しようとする者は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式2）を理事長が定める日までに提出しなければならない。

3 日本学生支援機構へ給付型奨学金を申請せず、授業料減免のみを申請しようとする者にあつては、第1項に規定する申請書（様式1）とともに理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(減免申請に係る徴収猶予)

第5条 減免の申請をした者に係る授業料等の徴収は、第6条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

(減免の決定及び通知)

第6条 理事長は、第4条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、減免の対象者としての認定の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して授業料等減免認定結果通知書(様式3-1又は様式3-2)により通知するものとする。

(減免の事務処理基準)

第7条 減免対象者認定のための審査は、施行規則第九条、第十条及び文部科学省が定める授業料等減免事務処理要領(以下、「要領」という。)に定められた基準により行うものとする。

2 減免対象者の適格認定の審査は、施行規則第十二条、十三条及び要領に定められた基準により行うものとする。

(減免が認定されなかった者に係る授業料等の納付)

第8条 対象者として認定されなかった者は、理事長が定める日までに納付すべき授業料等を納付しなければならない。

(授業料減免の停止)

第9条 減免の対象として認定されている者が、減免の期間内において認定の効力の停止を希望する場合は、支援停止申請書(様式4)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により授業料減免の認定の効力を停止したときは、認定の効力の停止に関する通知(様式5)により通知するものとする。

(授業料減免の再開)

第10条 前条の規定により認定の効力を停止した者が支援の再開を希望する場合は、停止の解除(支援の再開)申請書(様式6)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により支援を再開したときは、支援の再開に関する通知(様式7)により通知するものとする。

(減免の認定の取消)

第11条 理事長は、減免の対象として認定されている者が、施行規則第十五条第一項の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。なお認定の効力は施行規則第十六条の各号に定められた日に遡って失われ、当該日以降の授業料等を納付させるものとする。

2 理事長は、前項の規定により授業料等減免の認定を取消したときは、認定取消通知書(様式8)により通知するものとする。

(授業料減免の認定の効力の停止)

第12条 減免の対象として認定されている者が施行規則第十八条第一項の各号のいずれかに該当するときは、認定の効力が停止される。

2 理事長は、前項の規定により認定の効力が停止されたときは、認定の効力の停止に関する通知(様式5)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないものは、法、施行令、施行規則、要領及び理事長が別に定めるものの規定による。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。